

役員等報酬規程

社会福祉法人若竹会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若竹会（以下「当法人」という。）定款第二三条並びに第九条並びに第六条第3項の規定及び定款施行細則第6条及び第34条の規定に基づいて、役員（理事及び監事）並びに評議員並びに評議員選任・解任委員及び運営協議員（以下、「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、当法人に対する賠償責任及び職務内容等を勘案し、報酬を支給することとする。但し、諸手当並びに賞与及び退職慰労金は支給しない。

2 以下の各号に該当する役員等の報酬については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士等、当法人と顧問契約を締結する者に関しては、別表第1に規定する日額報酬のみを支給する。
- (2) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給されている者に報酬は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める。

2 役員等が職務のために出張したときは、別に定める「役員等の旅費に関する規程」に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、次の区分に応じて定める時期に支給する。

- (1) 月額報酬については、1年分を毎年2月に銀行振込にて支給する。
- (2) 日額報酬は、当該会議に出席した都度、現金にて支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いて支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給するものとする。

2 役員等が退任し、または解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任された場合の報酬額については、その月の総日数を基礎とした日割り計算によって支給する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合には、その月までの報酬を支給するものとする。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行って支給するものとする。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(慰 勞)

第7条 役員等が退任する場合、5,000円を上限として金品を贈ることができるものとする。

(慶弔見舞い)

第8条 役員等の慶弔見舞いに対しては、別表2のとおり金品を贈ることができるものとする。

2 前項のほか、理事長が特に必要と認めた場合は、金品等を贈ることができるものとする。

(公 表)

第9条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることができるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

1 第1条の条文中「第六条第2項」を「第六条第3項」に改め、定款施行細則の次に「第6条及び」を挿入する。

2 第4条第1項第1号の条文中「銀行振込にて」の条文中を挿入する。

3 第6条のあとに、第7条（慰勞）及び第8条（慶弔見舞い）の条文中を挿入し、以下の条項を繰り下げる。

4 別表1の次に、別表2の図表を加入する。

5 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 別表1「役員等の日額報酬一覧表」の報酬額を改定し併せて備考欄を新たに設ける。

2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 別表1「役員等の月額報酬基準額一覧表」の役員等の区分に「理事」を追加する。
- 2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

● 役員等の月額報酬等基準額一覧表

役員等の区分	報酬額（月額）
理事長	100,000円
理事（副理事長）	50,000円
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員	5,000円

※ 月額報酬については「第2条第2項の規定に該当する者」は除外する。

● 役員等の日額報酬額一覧表

役員等の区分	報酬額（日額）	備考欄
理事	11,137円	税引き後10,000円
監事	11,137円	税引き後10,000円
評議員選任・解任委員	11,137円	税引き後10,000円
評議員	5,568円	税引き後5,000円
運営協議員	5,568円	税引き後5,000円

※ 日額報酬については「第2条第2項第2号に該当する者」は除外する。

別表 2

● 役員等の慶弔見舞い基準一覧表

慶弔見舞いの区分		弔慰・見舞金	供物・見舞品
慶弔	本人の死亡	10,000円	25,000円
	家族の死亡（配偶者を含む）	5,000円	20,000円
見舞	本人が1週間以上入院したとき	5,000円	3,000円
	火災・水害等の災害を受けたとき	5,000円	3,000円

※ 上表の供物は、献花及び弔電を含む上限額とする。